

第162回 定時株主総会 招集ご通知

<開催情報>

日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
（受付開始は、午前9時を予定しております。）

場 所 東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン 5階
東京コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件

- ・株主総会の運営に変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.kamipa.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- ・株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、本株主総会につきましては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面で送付しております。
なお、次回以降の株主総会資料の送付形式につきましては、未定とさせていただきます。

株主総会当日のお土産の配布はございません。

日本紙パルプ商事株式会社



<目次>

第162回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	17
連結計算書類・計算書類	43
監査報告	47

証券コード 8032
2024年6月7日

株主各位

東京都中央区勝どき三丁目12番1号
フォアフロントタワー

日本紙パルプ商事株式会社

代表取締役社長 渡辺 昭彦
社長執行役員

第162回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第162回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kamipa.co.jp/ir/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「日本紙パルプ商事」または「コード」に当社証券コード「8032」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2024年6月25日（火曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時 （受付開始は、午前9時を予定しております。）
2. 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン 5階 東京コンベンションホール （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項	
報告事項	1. 第162期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第162期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 電子提供措置事項のうち、事業報告の「新株予約権に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、本招集ご通知1頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付しております。）には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、本招集ご通知1頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

招集ご通知

株主総会参考書類




事業報告

計算書類

監査報告

議決権の行使についてのご案内

議決権行使方法には下記3つの方法がございます。

推 奨		
 株主総会へのご出席	 インターネット	 書面の郵送
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 また、第162回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。 ※代理人によるご出席の場合は、委任状と、本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 (当社定款の定めにより、代理人は、当社の議決権を有する当社株主様1名とさせていただきます。)	パソコン、スマートフォン等により行使期限までに議決権をご行使ください。詳しくは、次頁をご覧ください。	同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、以下の行使期限までに到着するようご投函ください。 ※郵送の場合、到着までに5日以上かかる場合がありますので、お早めにご投函ください。時間がかからず簡単に行使ができるインターネット行使を推奨いたします。
株主総会開催日時	行使期限	行使期限
2024年6月26日（水曜日） 午前10時（受付開始 午前9時予定）	2024年6月25日（火曜日） 午後5時15分入力完了分まで	2024年6月25日（火曜日） 午後5時15分到着分まで

議決権行使のお取扱い

- 書面により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。
- インターネット等で複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としたします。
- ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

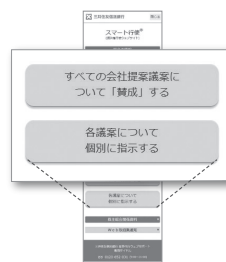
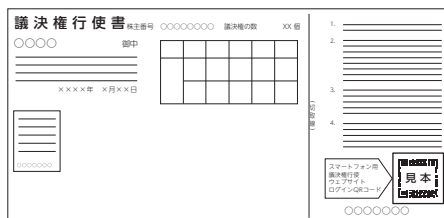
議決権の行使方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内



スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、議決権行使ウェブサイトにて、議決権行使書用紙記載の「議決権行使コード」・「パスワード」をご入力していただく必要があります。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法（議決権行使ウェブサイト）

- 1 <https://www.web54.net> にアクセスしてください。
- 2 「◆◆◆ ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ◆◆◆」の画面が出たら、**次へすすむ**をクリックしてください。
- 3 「◆◆◆ ログイン ◆◆◆」の画面が出たら、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、**ログイン**をクリックしてください。
- 4 以降は画面の案内に従って操作してください。

【インターネットによる議決権行使についての注意事項】

- 1 パスワードは、議決権行使される方がご本人であることを確認する手段です。本定時株主総会終了まで大切に管理してください。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えできません。
- 2 パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 3 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コード及びパスワードは、本総会に限り有効です。
- 4 インターネットをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- 5 携帯電話からは行使できませんので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120-652-031
(受付時間 午前9時から午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役7名全員の任期が満了いたします。
つきましては、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当等	属性
1	再任 わた なべ あさ ひこ 渡 辺 昭 彦	代表取締役社長 社長執行役員	
2	再任 かつ た ち ひろ 勝 田 千 尋	代表取締役専務執行役員 管理全般管掌	
3	再任 さくら い かず ひこ 櫻 井 和 彦	取締役専務執行役員 板紙事業統括 兼 家庭紙事業統括	
4	再任 い ざわ てつ お 伊 澤 鉄 雄	取締役専務執行役員 洋紙事業統括 兼 物流統括	
5	再任 たけ うち すみ こ 竹 内 純 子	取締役	社外取締役 独立役員
6	再任 すず き よう こ 鈴 木 洋 子	取締役	社外取締役 独立役員
7	再任 たか はし ひろし 高 橋 寛	取締役	社外取締役 独立役員

候補者番号

1

わた なべ あき ひこ
渡辺 昭彦 (1959年9月8日生)

再任



略歴・当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
 2009年 6月 当社理事 海外事業本部副本部長
 2010年 6月 当社執行役員 販売推進営業本部本部長
 2012年 4月 当社執行役員 国際事業推進本部本部長
 2013年 4月 当社執行役員 Japan Pulp & Paper(U.S.A.)Corp. 社長
 2015年 4月 当社常務執行役員 Japan Pulp & Paper(U.S.A.)Corp. 社長
 2016年 4月 当社常務執行役員 海外事業統括 兼 国際営業本部本部長
 2016年 6月 当社取締役常務執行役員 海外事業統括 兼 国際営業本部本部長
 2017年 4月 当社代表取締役社長
 2023年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)

■所有する当社の株式数
4,800株

■取締役会への出席状況
18回/18回中

取締役候補者とした理由

渡辺昭彦氏は、長年にわたり海外部門等の要職を歴任し、2017年からは当社代表取締役社長として、新たな価値創造に取り組みとともに、事業領域の拡大と収益基盤の更なる安定化を実現するなど、OVOL長期ビジョン2030の達成に向けて、当社グループの経営を強力にリードしております。同氏はグローバルな経営に関する豊富な経験及び実績を有することに加え、人格識見ともに優れており、今後もグループ全体の持続可能な企業価値向上への更なる貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

かつ た ち ひろ
勝田 千尋 (1959年2月15日生)

再任



略歴・当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
 2009年 6月 当社理事 管理本部副本部長
 2010年 6月 当社執行役員 経営企画本部本部長
 2014年 4月 当社常務執行役員 中部支社支社長
 2016年 4月 当社常務執行役員 家庭紙事業統括 兼 特命事項担当
 2016年 6月 当社取締役常務執行役員 家庭紙事業統括 兼 特命事項担当
 2017年 4月 当社取締役専務執行役員 管理全般管掌 管理・企画統括
 2019年 6月 当社代表取締役専務執行役員 管理全般管掌 管理・企画統括
 2021年 4月 当社代表取締役専務執行役員 管理全般管掌 環境・原材料事業統括
 2023年 4月 当社代表取締役専務執行役員 管理全般管掌 (現任)

■所有する当社の株式数
3,700株

■取締役会への出席状況
18回/18回中

取締役候補者とした理由

勝田千尋氏は、長年にわたり管理・企画部門の要職を歴任するとともに、支社の発展及び家庭紙事業、環境関連事業の強化・拡大にも尽力し、現在は当社代表取締役専務執行役員として管理・企画全般を管掌し、財務基盤の安定化・グループガバナンスの強化を着実に実行するなど、OVOL長期ビジョン2030の達成に向けて、当社グループの持続的な発展に貢献しております。このような豊富な経験及び実績に加え、人格識見ともに優れており、今後もグループ全体の持続可能な企業価値向上への更なる貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

3

さくら い かず ひこ
櫻井 和彦 (1959年1月10日生)

再任



略歴・当社における地位及び担当

1982年 4月	当社入社
2011年 4月	当社執行役員 北海道支社支社長
2013年 4月	当社執行役員 北日本支社支社長
2015年 4月	当社常務執行役員 板紙・家庭紙事業統括
2015年 6月	当社取締役常務執行役員 板紙・家庭紙事業統括
2016年 4月	当社取締役常務執行役員 板紙事業統括
2017年 4月	当社取締役常務執行役員 板紙事業統括 兼 家庭紙事業統括
2017年 6月	当社専務執行役員 板紙事業統括 兼 家庭紙事業統括
2019年 6月	当社取締役専務執行役員 板紙事業統括 兼 家庭紙事業統括 (現任)

■所有する当社の株式数
 2,800株

■取締役会への出席状況
 18回/18回中

取締役候補者とした理由

櫻井和彦氏は、長年にわたり洋紙部門の要職を歴任するとともに、支社長として支社の発展にも尽力し、現在は当社取締役専務執行役員として板紙事業及び家庭紙事業を統括し、川下戦略の展開、原料調達・製造・販売のサプライチェーン強化に加え、再生家庭紙の更なる拡販に取り組みなど、OVOL長期ビジョン2030の達成に向けて、当社グループの持続的な発展に貢献しております。このような豊富な経験及び実績に加え、人格識見ともに優れており、今後もグループ全体の持続可能な企業価値向上への更なる貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

い さわ てつ お
伊澤 鉄雄 (1957年10月15日生)

再任



略歴・当社における地位及び担当

1981年 4月	当社入社
2002年 5月	当社秘書室 室長
2008年 4月	当社卸商営業本部 卸商部部长
2009年 6月	当社理事 卸商営業本部本部長
2010年 6月	当社執行役員 卸商営業本部本部長
2012年 4月	当社執行役員 仕入本部本部長 兼 卸商営業本部本部長
2015年 4月	当社常務執行役員 関西支社支社長
2018年 4月	当社常務執行役員 洋紙事業統括 兼 卸商営業本部本部長
2021年 4月	当社専務執行役員 洋紙事業統括 兼 情報技術・物流統括
2021年 6月	当社取締役専務執行役員 洋紙事業統括 兼 情報技術・物流統括
2023年 4月	当社取締役専務執行役員 洋紙事業統括 兼 物流統括 (現任)

■所有する当社の株式数
 3,000株

■取締役会への出席状況
 18回/18回中

取締役候補者とした理由

伊澤鉄雄氏は、長年にわたり洋紙部門の要職を歴任するとともに、支社長として支社の発展にも尽力し、現在は、当社取締役専務執行役員として洋紙事業及び物流事業を統括し、中核事業である国内卸売事業の収益基盤の強化及び、組織再編・物流の最適化の推進に取り組むなど、OVOL長期ビジョン2030の達成に向けて、当社グループの持続的な発展に貢献しております。このような豊富な経験及び実績に加え、人格識見ともに優れており、今後もグループ全体の持続可能な企業価値向上への更なる貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

たけうち すみこ
竹内 純子 (1971年6月21日生)

社外取締役

独立役員

再任



- 所有する当社の株式数
0株
- 取締役会への出席状況
17回/18回中

略歴・当社における地位及び担当

1994年 4月	東京電力株式会社入社
2012年 1月	NPO法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員 (現任)
2012年 2月	一般社団法人フォレストック協会 理事
2014年 4月	21世紀政策研究所 研究副主幹
2016年 4月	筑波大学 客員教授
2016年10月	アクセンチュア株式会社 外部アドバイザー
2016年11月	マトリクスアソシエイツLLP 共同代表
2018年 4月	関西大学 客員教授
2018年 4月	マッキンゼー・アンド・カンパニー 外部アドバイザー
2018年10月	U3Innovations合同会社 共同代表 (現任)
2019年 6月	当社社外取締役 (現任)
2020年 4月	東北大学 特任教授 (現任)
2021年 4月	デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 シニアアドバイザー (現任)
2022年 7月	株式会社グリッド 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

NPO法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員
U3Innovations合同会社 共同代表
東北大学 特任教授
株式会社グリッド 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹内純子氏は、事業会社において長年にわたり自然環境保護に携わり、同社を退職後はNPO法人や大学等において環境・エネルギー分野の研究に従事するとともに、政府委員など多数の公職を歴任するなど、環境・エネルギー分野において幅広く研究・提言活動を行っております。このような高度な専門性と幅広い経験を踏まえ、客観的、専門的な立場から、当社グループの経営全般に対する監督・助言及びガバナンス体制の強化に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が再任された場合には、引き続き指名・報酬諮問委員会の委員となる予定です。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。

その他

- 竹内純子氏が再任された場合には、引き続き東京証券取引所の定める独立役員になる予定です。
- 当社は、竹内純子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額です。
- 竹内純子氏の戸籍上の氏名は、小林純子です。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告



- 所有する当社の株式数
700株
-
- 取締役会への出席状況
18回/18回中

略歴・当社における地位及び担当

1998年 4月	弁護士登録 (東京弁護士会)
1998年 4月	高城合同法律事務所入所
2002年11月	鈴木総合法律事務所 パートナー (現任)
2003年 5月	株式会社イトーヨーカ堂 社外監査役
2005年 9月	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役
2008年 1月	社団法人 (現公益社団法人) 国際IC日本協会 理事
2015年 4月	独立行政法人経済産業研究所 監事 (現任)
2018年 3月	株式会社ブリヂストン 社外取締役監査委員 (現任)
2018年 6月	日本ピグメント株式会社 社外取締役監査等委員 (現任)
2018年 6月	一般社団法人一橋大学コラボレーション・センター 監事 (現任)
2020年 6月	株式会社丸井グループ 社外監査役 (現任)
2021年 9月	独立行政法人国立公文書館 監事 (現任)
2022年 6月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

鈴木総合法律事務所 パートナー
 株式会社ブリヂストン 社外取締役監査委員
 日本ピグメント株式会社 社外取締役監査等委員
 株式会社丸井グループ 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木洋子氏は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての高度な専門性に加え、企業における社外取締役、社外監査役や各種法人の理事・監事を歴任するなど、企業法務に関する豊富な知識と経験を有しております。このような高度な専門性と幅広い経験を踏まえ、客観的、専門的な立場から、当社グループの経営全般に対する監督・助言及びガバナンス体制の強化に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が再任された場合には、引き続き指名・報酬諮問委員会の委員となる予定です。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

その他

- 鈴木洋子氏が再任された場合には、引き続き東京証券取引所の定める独立役員になる予定です。
- 当社は、鈴木洋子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額です。

候補者番号

7

たか はし
高橋

ひろし
寛 (1961年1月16日生)

社外取締役

独立役員

再任



略歴・当社における地位及び担当

1985年 4月 三井信託銀行株式会社入社
2012年 4月 三井住友信託銀行株式会社 執行役員本店営業第十三部長
2015年 4月 同社執行役員本店営業第一部長
2017年 4月 同社常務執行役員
2018年 4月 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 代表取締役副社長
2018年10月 JTCホールディングス株式会社 取締役
2020年 7月 株式会社日本カストディ銀行 取締役専務執行役員 (現任)
2023年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社日本カストディ銀行 取締役専務執行役員

■所有する当社の株式数
0株

■取締役会への出席状況
14回/14回中

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高橋寛氏は、金融機関において長年にわたり多様な業務に従事し、執行役員、取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な知識と経験を有しております。これらの経験と幅広い見識を踏まえ、客観的、専門的な立場から、当社グループの経営全般に対する監督・助言及びガバナンスの強化に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が再任された場合には、引き続き指名・報酬諮問委員会の委員となる予定です。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

その他

- 高橋寛氏は、当社と取引関係があり、また株主でもある三井住友信託銀行株式会社の出身です。2024年3月末現在における同社からの借入は当社借入総額の3.5%、また同社の当社に対する議決権比率は0.6%ですが、当社は複数の金融機関と取引をしており、当社事業へ与える影響は軽微です。また、同氏は、当社の株主である株式会社日本カストディ銀行の取締役を兼務しておりますが、同行は資産管理専門銀行であり、議決権行使の指図権は実質株主が有しております。また同行と当社は直接の取引はありません。したがって、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはありませんので、同氏が取締役に再任された場合には、引き続き東京証券取引所の定める独立役員になる予定です。
- 当社は、高橋寛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額です。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

-
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる株主（株主代表訴訟）や取引先等第三者から損害賠償請求を受けた場合の、訴訟費用や賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております（免責額の定めあり）。候補者が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、2024年7月1日付で、同内容にて当該保険契約を継続する予定です。
 - 取締役候補者につきましては、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会において、当社に対する貢献度が高く、当社の発展に不可欠と思われる人材の中から、人格識見ともに優れた者を指名し、取締役会にて決議しております。
 - 独立社外取締役候補者につきましては、東京証券取引所の定める独立性基準に基づき、客観的、専門的な観点から当社事業に助言いただける人物を選定しております。
 - 当社は、2023年4月に、独立行政法人国立印刷局を発注者とする再生巻取用紙の入札に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、2024年3月に、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたと認定されました。社外取締役である竹内純子及び鈴木洋子の両氏は、日ごろから取締役会等において、コンプライアンスやリスク管理の重要性等について積極的な提言を行っていましたが、立入検査を受けた後は、再発防止に向け継続的に意見表明を行い、コンプライアンス活動全般の取り組みについても定期的にモニタリングし、その職責を果たしております。また、高橋寛氏は、立入検査後に社外取締役に就任しましたが、就任以降、再発防止に向け継続的に意見表明を行い、コンプライアンス活動全般の取り組みについても定期的にモニタリングし、その職責を果たしております。
 - 高橋寛氏が2020年7月より取締役に務めております株式会社日本カストディ銀行は、同社の外部委託業務に関連して、元取締役による利益相反や任務違背などの不正行為があったことを2023年6月9日に公表しております。また、本件に関し、2024年4月19日に、ガバナンス検証第三者委員会の調査・検証報告書を公表しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役上坂理恵氏及び樋口尚文氏の任期が満了いたします。つきましては、監査役2名（うち社外監査役1名）の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	属性
1	再任 うえ さか り え 上 坂 理 恵	監査役（常勤）	
2	再任 ひ ぐち なお ふみ 樋 口 尚 文	監査役	社外監査役 独立役員



略歴・当社における地位

1986年 4月 当社入社
 2005年 6月 Japan Pulp & Paper GmbH 取締役 Financial Controller
 2010年 4月 当社 海外事業管理部 部長
 2017年 4月 Japan Pulp & Paper(Shanghai) Co.,Ltd. 董事 副総経理
 2018年 4月 JPTS Electronics Materials(Shanghai) Co.,Ltd. 董事
 2020年 6月 当社監査役(常勤) (現任)
 2023年11月 公認不正検査士 (CFE) 登録

監査役候補者とした理由

- 所有する当社の株式数
1,300株
- 取締役会への出席状況
18回/18回中
- 監査役会への出席状況
13回/13回中

上坂理恵氏は、長年にわたり海外管理部門の要職を歴任し、中国現地法人にて董事・副総経理として経営を担うなど、国際的な事業環境における豊富な経営管理経験に加え、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。また、現在は、当社常勤監査役として、豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会や業務執行部門に対し提言・助言を行うなど、その職責を果たしております。これらの経験、知見及び実績を踏まえ、引き続き監査業務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。

その他

■ 当社は、上坂理恵氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額です。



■ 所有する当社の株式数
600株

■ 取締役会への出席状況
18回/18回中

■ 監査役会への出席状況
13回/13回中

略歴・当社における地位

1997年10月	中央監査法人入所
2001年 4月	公認会計士登録
2007年 8月	みずほ証券株式会社入社
2009年 8月	日本公認会計士協会入職
2012年 4月	東北大学会計大学院 准教授
2013年 1月	太陽ASG有限責任監査法人入所
2016年 6月	樋口公認会計士事務所設立 代表就任 (現任)
2016年 6月	当社社外監査役 (現任)
2018年 4月	東北大学会計大学院 教授 (現任)
2020年 3月	株式会社日本アクア 社外取締役
2022年 7月	日本公認会計士協会 理事 (現任)
2023年 3月	株式会社日本アクア 社外取締役監査等委員 (現任)
2023年 6月	株式会社日本能率協会コンサルティング 監査役 (現任)

重要な兼職の状況

東北大学会計大学院 教授
樋口公認会計士事務所 代表
株式会社日本アクア 社外取締役監査等委員
日本公認会計士協会 理事
株式会社日本能率協会コンサルティング 監査役

社外監査役候補者とした理由

樋口尚文氏は、公認会計士として多くの企業の監査を経験し、現在は、自ら公認会計士事務所を開設しているほか、東北大学会計大学院教授を務めるなど、財務及び会計に関する豊富な知見を有し、企業会計に精通しております。また、2016年より当社社外監査役を務め、当社グループの事業内容に関する十分な知見も有しており、豊富な経験と幅広い見識、専門的見地を活かし、取締役会や業務執行部門に対し提言・助言を行うなど、その職責を果たしております。これらの経験、知見及び実績を踏まえ、引き続き監査業務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。

なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。

その他

- 樋口尚文氏が再任された場合には、引き続き東京証券取引所の定める独立役員になる予定です。
- 当社は、樋口尚文氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額です。

-
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる株主（株主代表訴訟）や取引先等第三者から損害賠償請求を受けた場合の、訴訟費用や賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております（免責額の定めあり）。候補者が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、2024年7月1日付で、同内容にて当該保険契約を継続する予定です。
 - 監査役候補者につきましては、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会において、当社の発展に不可欠と思われる人材の中から、人格識見ともに優れた者を指名し、監査役会の同意を得た後、取締役会にて決議しております。
 - 独立社外監査役候補者につきましては、東京証券取引所の定める独立性基準に基づき、客観的、専門的な観点から当社事業に助言いただける人物を選定しております。
 - 当社は、2023年4月に、独立行政法人国立印刷局を発注者とする再生巻取用紙の入札に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、2024年3月に、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたと認定されました。社外監査役である樋口尚文氏は、日ごろから取締役会等において、コンプライアンスやリスク管理の重要性等について積極的な提言を行っていましたが、立入検査を受けた後は、再発防止に向け継続的に意見表明を行い、コンプライアンス活動全般の取り組みについても定期的にモニタリングし、その職責を果たしております。

【ご参考】本総会後の取締役及び監査役のスキル・マトリックス

本総会の第1号及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合における、取締役及び監査役の主な専門性・経験分野は以下のとおりです。

氏名	当社における地位	独立役員	指名・報酬諮問委員会	主な専門性・経験分野								
				業界知見	企業経営	営業	グローバル	財務・会計	法務・コンプライアンス	人事・労務	サステナビリティ	
渡辺 昭彦	代表取締役社長 社長執行役員		○ (議長)	●	●	●	●			●	●	
勝田 千尋	代表取締役 専務執行役員			●	●	●			●	●	●	
櫻井 和彦	取締役 専務執行役員			●	●	●					●	
伊澤 鉄雄	取締役 専務執行役員			●	●	●					●	
竹内 純子	取締役 (社外)	○	○		●		●					●
鈴木 洋子	取締役 (社外)	○	○							●	●	●
高橋 寛	取締役 (社外)	○	○		●	●			●		●	●
上坂 理恵	監査役 (常勤)			●	●		●	●				
樋口 尚文	監査役 (社外)	○					●	●	●			
本藤 光隆	監査役 (社外)								●	●		
福島 美由紀	監査役 (社外)	○			●				●			

各取締役及び監査役の有するすべてのスキル・経験を表すものではありません。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの見直しに伴い社会経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境や企業の業況判断に改善がみられる等、景気の持ち直しの動きが続きました。一方、世界経済におきまして、持ち直しの動きがみられましたが、東欧・中東における地政学的リスク、中国における景気の足踏み、世界的な金融引き締め、物価上昇等による景気の下振れ懸念が高まりました。

このような情勢のもと、当社グループは、中期経営計画2023に基づき、多角化した各セグメントの更なる成長を目指し、グループ一丸となって新たな価値創造に取り組みました。

これらの結果、当社グループの当期の業績は、売上収益5,342億3千万円（前期比2.0%減）、営業利益174億3百万円（同14.1%減）、経常利益167億5千3百万円（同21.1%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期は当社が東京都中央区に所有する固定資産の一部譲渡に伴う固定資産売却益の計上があったこと等から、前期比59.2%減の103億5千7百万円となりました。

当期のセグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

セグメント	売上収益		経常利益	
	当期	前期比増減率	当期	前期比増減率
国内卸売	(百万円) 196,359	(%) 7.0	(百万円) 6,673	(%) 24.5
海外卸売	260,104	△7.7	3,481	△72.3
製紙加工	50,051	2.3	7,044	94.9
環境原材料	23,641	△11.7	1,645	△13.7
不動産賃貸	4,075	△2.6	1,540	9.5
調整額	-	-	△3,630	-
合計	534,230	△2.0	16,753	△21.1

(注) 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。

【国内卸売】

主な事業 国内向けの紙・板紙・関連商品の販売及び情報サービス事業等

経営成績 紙は、デジタル化の進展など構造的要因による需要減少に加え、定期雑誌の休刊や発行部数の減少、またチラシやカタログ等の発行回数や部数の減少、判型縮小等により、販売数量は前期に比べ減少しました。

板紙は、インバウンドの回復等による人流の増加に伴い医薬品・化粧品向け等が堅調であったものの、物価上昇に伴う消費者の買い控え等により通販・加工食品向け需要が減少したことに加え、自動車及び機械関連向けの需要回復の遅れにより段ボール原紙の販売数量が減少したことから、販売数量は前期に比べ減少しました。

エレクトロニクス関連を中心とする機能材料製品については、需要の回復が見られました。

これらの結果、販売数量は減少したものの、前年度に実施した紙、板紙の価格修正により販売価格が上昇したことから、売上収益は前期比7.0%増の1,963億5千9百万円となりました。

経常利益は、運賃や倉庫料等の物流費や人件費の増加があったものの、売上収益の増加が上回り、同24.5%増の66億7千3百万円となりました。

【海外卸売】

主な事業 海外向け及び海外での紙・板紙・関連商品の販売等

経営成績 主要拠点である米国、英国、豪州では、デジタル化の進行などによる需要の減少及び得意先の在庫調整が長引いたことにより、紙・板紙の販売数量・販売金額が減少しました。本邦からの輸出においては、紙は前年並みに推移し、板紙は当事業年度末に向けて回復の傾向はみられたものの、中国や東南アジアにおける景気停滞に伴う需要の減少や価格競争により、販売数量・販売金額ともに減少しました。

これらの結果、売上収益は前期比7.7%減の2,601億4百万円となりました。

経常利益は、売上収益の減少に加えて、人件費や金利上昇に伴う支払利息の増加等により、同72.3%減の34億8千1百万円となりました。

【製紙加工】

主な事業 製紙及び紙・板紙・関連商品の加工等

経営成績 段ボール事業及び再生家庭紙事業ともに販売数量は減少したものの、前年度に段階的に実施した価格修正の浸透により販売価格が上昇したことから、売上収益は前期比2.3%増の500億5千1百万円となりました。

経常利益は、原燃料及び電力価格、副資材コストの高止まり等があったものの、売上収益の増加と生産効率向上への取り組みなどの結果により、同94.9%増の70億4千4百万円となりました。

【環境原材料】

主な事業 古紙・パルプ等原材料の販売、総合リサイクル、及び再生可能エネルギーによる発電事業等

経営成績 古紙事業は、紙・板紙需要の減少に伴う古紙の発生数量減少が継続しており、国内、米国ともに販売数量は減少し、米国においては販売価格も下落したことから、売上収益は減少しました。一方、パルプの販売は、中国・韓国を中心に海外製紙メーカー向けの販売数量が増加し、また木質バイオマス発電所向け燃料の販売数量も増加しました。

これらの結果、売上収益は前期比11.7%減の236億4千1百万円となりました。

経常利益は、木質バイオマス発電所向け燃料販売事業及び総合リサイクル事業において増益となったものの、国内、米国の古紙事業における売上収益の減少等により、同13.7%減の16億4千5百万円となりました。

【不動産賃貸】

主な事業 不動産賃貸事業

経営成績 前期において当社が東京都中央区に所有する固定資産の一部譲渡を行ったことにより賃貸料収入が減少し、売上収益は前期比2.6%減の40億7千5百万円となりました。

経常利益は、売上収益が減少したものの、前期において固定資産の一部譲渡に伴う一時費用の発生があったことや不動産管理費等の減少により、同9.5%増の15億4千万円となりました。

(2) 対処すべき課題

① 「OVOL長期ビジョン2030」について

当社グループは、2021年に策定した「OVOL長期ビジョン2030 “Paper, and beyond”」（以下、「長期ビジョン2030」といいます。）において、当社グループのあるべき姿と2030年度における連結経常利益目標を、以下のとおり掲げております。

（当社グループのあるべき姿）

- ・世界最強の紙流通企業グループ
- ・持続可能な社会と地球環境に一層貢献する企業グループ
- ・紙業界の枠を超えたエクセレントカンパニー

（2030年度定量イメージ）

連結経常利益 250億円

② 「中期経営計画2023」の振り返り

当社グループは、長期ビジョン2030を実現するため、2023年度を最終年度とした3年間の「中期経営計画2023」（以下、「中計2023」といいます。）を策定し、グループ一丸となって新たな価値創造に取り組んでまいりました。

この3年間では、連結経常利益150億円の達成に加え、長期ビジョン実現の基盤となる3つの要素を獲得することができました。また、5つのセグメントがバランスよく伸長し、全セグメントにおいて当初目標値を達成することができました。

（中計2023の進捗）

	2020年度 (実績)	中 計 2 0 2 3 期 間			2023年度 当初目標
		2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (実績)	
連 結 経 常 利 益	(百万円) 8,948	(百万円) 15,051	(百万円) 21,233	(百万円) 16,753	(百万円) 15,000
(セグメント別経常利益)					
国 内 卸 売	3,720	4,298	5,359	6,673	5,000
海 外 卸 売	△426	5,678	12,579	3,481	3,000
製 紙 加 工	5,302	4,199	3,614	7,044	6,000
環 境 原 材 料	854	1,743	1,906	1,645	1,500
不 動 産 賃 貸	1,573	1,529	1,406	1,540	1,500
調 整 額	△2,075	△2,396	△3,632	△3,630	△2,000
自己資本利益率（ROE）	4.5%	13.0%	24.0%	8.4%	8.0%
総資産利益率（ROA）	2.7%	4.6%	5.9%	4.4%	4.0%
投下資本利益率（ROIC）※	3.7%	5.7%	7.5%	6.2%	5.0%
ネ ッ ト D / E レ シ オ	1.23倍	1.06倍	0.66倍	0.59倍	1.40倍以下

※ ROIC算出方法の変更：分子であるNOPATについて、税引後営業利益から、税引後経常利益[利払前]に変更しております。

(中計2023期間中に獲得した3つの要素)

① 安定した収益力	・5つのセグメントの伸長により、連結経常利益150億円を中計期間中に安定的に達成
② 充実した資金力	・フリー・キャッシュ・フロー：519億円（3年累計） ・発行体格付け：A
③ 国内外に広がるプラットフォーム	・国内3社、海外12社が新たにグループに加入 ・事業領域の拡大とリソース力の強化

③ 「OVOL中期経営計画2026」の策定

当社グループは、長期ビジョン2030の実現に向け、2026年度を最終年度とした新たな3年間の中期経営計画「OVOL中期経営計画2026」（以下、「中計2026」といいます。）を策定いたしました。概要は以下のとおりです。

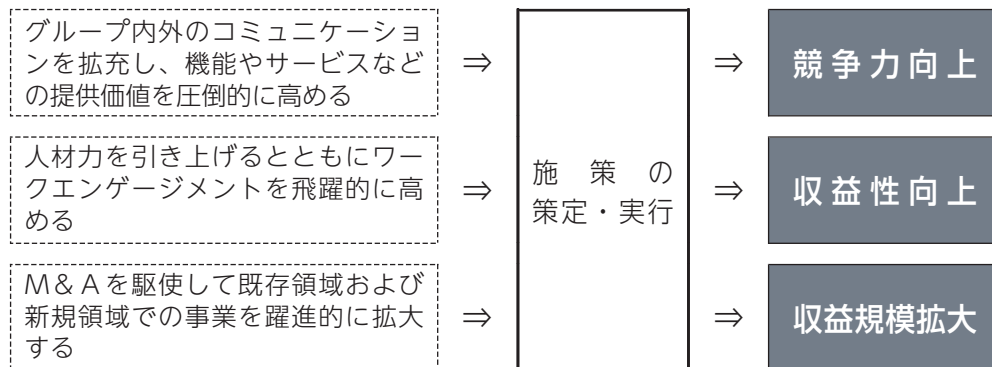
a. 中計2026の位置づけ

新たな中計期間は、中計2023で獲得した3つの要素である①安定した収益力、②充実した資金力、③国内外に広がるプラットフォームを基盤に、長期ビジョン2030実現のために必要な条件である①競争力向上、②収益性向上、③収益規模拡大の獲得に向けた、経済価値と社会価値を創造する「具体的な仕組みづくり・仕掛けづくりの3年間」と位置づけております。

b. 中計2026の基本方針

中計2026では、長期ビジョン2030実現のために必要な条件の獲得に向け、以下の3つの基本方針に基づく施策を策定・実行します。

(基本方針)



また、これらの施策に加えて、資本効率の向上及び財務健全性の維持を図り、市場期待に応える株主還元を行うための財務・資本戦略を策定・実行するとともに、持続的な企業価値向上と社会課題の解決の両立を実現するために、より実効性の高いサステナブル経営を推進します。

また、各セグメント方針は、以下のとおりです。

国内卸売	グループの総合力を駆使し収益の最大化を実現
海外卸売	安定的な収益構造の構築と収益源のさらなる多様化
製紙加工	地球環境保全への積極的な取り組みと安定収益の基盤構築
環境原材料	循環型ビジネスを通じた持続可能な社会と地球の未来への貢献
不動産賃貸	保有不動産からの安定収益の継続と不動産ポートフォリオの最適化

c. 連結財務目標

中計2026最終年度における連結財務目標につきましては、連結経常利益の目標は過去最高益（212億円）を上回る220億円とし、ROE、ROA、ROICの目標は、資本コストを一層意識した経営により、それぞれ8%以上、5%以上、7%以上とします。また、発行体格付け「A」の維持向上を図り資金調達力を確保するとともに、財務健全性を維持しつつ成長投資へ機動的に対応できるように、ネットD/Eレシオの目標は、1.0倍以下に設定します。

(連結財務目標)

	2023年度 実績	2026年度 目標
連結経常利益	(百万円) 16,753	(百万円) 22,000
(セグメント別経常利益)		
国内卸売	6,673	7,000
海外卸売	3,481	8,000
製紙加工	7,044	7,500
環境原材料	1,645	2,000
不動産賃貸	1,540	1,500
調整額	△3,630	△4,000
自己資本利益率 (ROE)	8.4%	8.0%以上
総資産利益率 (ROA)	4.4%	5.0%以上
投下資本利益率 (ROIC)	6.2%	7.0%以上
ネットD/Eレシオ	0.59倍	1.0倍以下

d. 財務戦略・資本戦略

当社グループは、ROICを連結財務指標目標のひとつとしております。中計2023期間中のROICは当社が認識するWACC（2～3%台）を上回っており、2%以上の超過リターンを確保しております。

当社グループは、今後も、収益性と資本効率性の観点から経営資源の最適配分を行っていくこととし、キャッシュ・フローの拡大と財務レバレッジの活用により成長投資を促進するとともに、市場の期待に応える積極的な株主還元を実行してまいります。

当社における中計2026期間中の株主還元方針は、以下のとおりです。

(株主還元方針)

配 当	連結配当性向を30%以上とする累進配当
自己株式取得	機動的かつ柔軟に実施

e. PBR改善に向けた取り組み

当社グループのPBRは近年0.5～0.6倍台に低迷しております。その要因は、成長戦略を株式市場に伝えきれていないことと、市場の期待に応える株主還元を十分に実施していなかったことにあると認識しております。

当社グループは、中計2026のもと、以下のような改善に向けた取り組みを進め、株主の皆様へ評価いただくことで、PBR 1倍超えの実現を目指してまいります。

(PBR改善に向けた取り組み)

- ・競争力向上・収益性向上・収益規模拡大のための成長投資の実行
- ・紙の価値普及に向けた取り組みによる市場や顧客層の裾野の拡大
- ・IR活動の強化とIR活動を通じた成長戦略の発信
- ・資本コストを一層意識した経営による、超過リターンの安定的な創出
- ・政策保有株式の更なる縮減
- ・積極的な株主還元の実行

f. サステナブル経営への取り組み

当社グループは、サステナビリティをめぐる課題への対応はリスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要なグループの経営課題であると認識しております。中計2026では、特に人的資本投資の強化と温室効果ガス排出量削減に重点的に取り組んでまいります。

i) エクセレントカンパニーの実現に向け人的資本投資を強化

当社グループは、最大の経営資本である人材を強化し、多様な人材が個性を活かして挑戦し続けられる企業風土の醸成に取り組めます。また、当社においては、人材に関するKPIを設定します。

(人材強化に向けた取り組み)

- ・ 将来における人材ギャップを分析し、動的ポートフォリオによる採用・育成・配置を実行する
- ・ 従業員エンゲージメントの向上により、人材と組織を活性化し、生産性を高める
- ・ 従業員全体のスキル底上げと、専門人材の育成に向けた教育研修を強化する

(中計2026における人材に関するKPI [当社])

指 標	K	P	I
男性育児休業等取得率 ^{※1}	100%	(2023年度は76.9%)	
従業員エンゲージメントレーティング	BBB以上	(2023年度はB) ^{※2}	
教育研修費	3倍以上	(2023年度比)	
有給休暇取得率	80%以上	(2023年度は79.0%)	
月平均残業時間	10時間以下	(2023年度は13時間)	
総合職採用における女性比率	30%以上	(直近5年間平均25.2%) ^{※3}	

※1 当社独自の休暇制度を含みます。

※2 全11段階のレーティングの中で「B」は中央に位置し、「BBB」は2段階上となります。

※3 当社総合職における女性比率は9.2% (2024年4月1日現在) となります。

総合職女性比率の引き上げのため総合職採用における女性比率の目標を設定しています。

ii) 温室効果ガス排出量削減への対応

当社グループは、「日本紙パルプ商事グループ温室効果ガス排出量削減に関する中長期目標」を定め、目標達成に向けて3つの重点施策を進めてまいります。

(温室効果ガス排出量削減目標)

中期目標	2030年度までに2019年度比で50%削減
長期目標	2050年度にカーボンニュートラルの実現を目指す

(注) 対象範囲は、当社及び連結子会社におけるSCOPE 1・2となります。なお、SCOPE 3についても、現在グループ全体に係る排出量の算定・把握を進めており、今後削減に取り組む予定です。

(重点施策)

- ・ 製紙加工セグメントにおけるさらなる生産効率化の追求
- ・ 徹底的な省エネルギーの推進
- ・ 再生可能エネルギーへの転換

当社グループでは、このほか、ビジネスと人権への対応、環境・労働安全コンプライアンス体制の強化、リスクマネジメントの強化などの課題にも取り組んでまいります。

当社グループは、これらの課題に取り組むことにより、サステナブル経営をさらに積極的に進め、グループの使命「社会と地球環境のより良い未来を拓くこと」を果たしてまいります。

※ 「OVOL中期経営計画2026」の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。

https://www.kamipa.co.jp/company/medium_2026/

(3) 設備投資等の状況

当期における当社グループの設備投資の金額は42億6千5百万円であります。
その主な内訳は、製紙加工事業の国内板紙製造設備及び不動産賃貸事業の賃貸設備の維持更新によるものであります。

(4) 資金調達の状況

当期においては、期限が到来した長期借入金の弁済など有利子負債の削減を行った一方、コマーシャルペーパーの発行により低金利の資金調達を行いました。

今後も設備投資やM&Aなどの投資案件によって、適時、資金使途や金融市場の動向を鑑みながら調達手段を検討し、必要に応じて資金調達を進めてまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 159 期 (2020年度)	第 160 期 (2021年度)	第 161 期 (2022年度)	第 162 期(当期) (2023年度)
売 上 収 益	百万円 462,922	百万円 444,757	百万円 545,279	百万円 534,230
経 常 利 益	百万円 8,948	百万円 15,051	百万円 21,233	百万円 16,753
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円 3,649	百万円 11,499	百万円 25,392	百万円 10,357
1株当たり当期純利益	円 銭 266.92	円 銭 839.50	円 銭 1,851.04	円 銭 788.61
総 資 産	百万円 321,986	百万円 338,939	百万円 385,129	百万円 372,645
純 資 産	百万円 89,872	百万円 100,317	百万円 128,295	百万円 138,347

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 159 期 (2020年度)	第 160 期 (2021年度)	第 161 期 (2022年度)	第 162 期(当期) (2023年度)
売 上 収 益	百万円 271,736	百万円 206,742	百万円 225,597	百万円 231,421
経 常 利 益	百万円 4,725	百万円 4,914	百万円 5,582	百万円 6,869
当 期 純 利 益	百万円 3,782	百万円 2,369	百万円 16,160	百万円 5,052
1株当たり当期純利益	円 銭 276.13	円 銭 172.66	円 銭 1,176.10	円 銭 384.03
総 資 産	百万円 234,217	百万円 230,783	百万円 240,839	百万円 235,566
純 資 産	百万円 71,691	百万円 71,570	百万円 85,777	百万円 86,825

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
 3. 収益認識会計基準等を第160期の期首から適用しており、第160期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等適用後の指標等となっております。なお、これに伴い、「売上高」の表示を「売上収益」へ変更しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

① 国内

会社名	本所在地	資本金	議決権率	主要な事業内容
株式会社光陽社	大阪府東大阪市	百万円 100	% 100.0	紙卸売業
福田三商株式会社	名古屋市南区	99	100.0	再生製紙原料の加工・販売
OVOL ICT ソリューションズ株式会社	東京都中央区	100	100.0	情報処理及びコンピュータシステム販売
南港紙センター株式会社	大阪市住之江区	100	100.0	倉庫業及び運送業
J P ホームサプライ株式会社	東京都中央区	60	100.0	家庭紙、家庭用雑貨の販売
大豊製紙株式会社	岐阜県川辺町	99	100.0	段ボール原紙の製造・販売
川辺バイオマス発電株式会社	岐阜県川辺町	90	100.0 (40.0)	バイオマス発電及び売電
J P ロジネット株式会社	東京都中央区	70	100.0	倉庫業及び運送業
J P トランスポートサービス株式会社	東京都江戸川区	51	100.0 (100.0)	運送業及び貨物荷役業
株式会社エコペーパー J P	愛知県尾張旭市	300	100.0	印刷用紙、中芯原紙の製造・販売
株式会社エコパワー J P	北海道釧路市	1,225	100.0	再生可能エネルギーによる発電及び売電
株式会社くらしネット J P	東京都中央区	10	100.0	家庭紙の販売
株式会社丸二ちさりや	長野県上田市	74	99.9	紙卸売業
コスモ紙商事株式会社	東京都中央区	46	97.3	紙卸売業
昭和包装工業株式会社	岐阜県恵那市	100	96.3	段ボール、紙器の製造・販売
株式会社野田バイオパワー J P	岩手県野田村	1,040	87.0	バイオマス発電及び売電
株式会社ゴークラ	愛媛県四国中央市	45	77.3	紙卸売業
美鈴紙業株式会社	大阪府摂津市	100	68.7	段ボール製品等の製造・販売
J P コアレックスホールディングス株式会社	静岡県富士市	90	67.0	コアレックスグループ各社の経営管理
コアレックス信栄株式会社	静岡県富士市	27	100.0 (100.0)	家庭紙製造・販売
コアレックス三栄株式会社	静岡県富士宮市	38	100.0 (100.0)	家庭紙製造・販売
コアレックス道栄株式会社	北海道倶知安町	90	100.0 (100.0)	家庭紙製造・販売
株式会社エコポート九州	熊本市西区	490	65.0	総合リサイクル事業

② 海外

会社名	本所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Japan Pulp & Paper GmbH	ドイツ	千ユーロ 1,534	100.0 %	紙卸売業
Japan Pulp & Paper Co.,(H.K.)Ltd.	中国	千香港ドル 14,000	100.0	紙卸売業
Tai Tak Paper Co.,Ltd.	中国	千香港ドル 21,000	100.0 (100.0)	紙卸売業
Tai Tak Paper(Shenzhen)Co.,Ltd.	中国	千香港ドル 20,380	100.0 (100.0)	紙卸売業
和泰紙業(深圳)有限公司	中国	千人民元 5,000	100.0 (100.0)	紙卸売業
Japan Pulp & Paper(U.S.A.)Corp.	米国	千米ドル 800	100.0	紙卸売業
Gould Paper Corporation	米国	千米ドル 8	100.0 (100.0)	紙卸売業
Talico,S.A. de C.V.	メキシコ	千ペソ 1,560	100.0 (100.0)	紙卸売業
Safeshred Co.,Inc.	米国	千米ドル 2,060	100.0 (100.0)	再生製紙原料の加工・販売
JRS Resources,Inc.	米国	千米ドル 1,000	80.0 (80.0)	再生製紙原料の加工・販売
OVOL Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 14,790	100.0	紙卸売業
Transam Industries Pte Ltd	シンガポール	千シンガポールドル 1,000	100.0 (100.0)	熱転写リボンの加工・販売
Japan Pulp & Paper(Shanghai) Co.,Ltd.	中国	千米ドル 30,000	100.0	紙卸売業
RADMS Paper Limited	英国	英ポンド 796	100.0	紙卸売業
Ball & Doggett Group Pty Ltd	オーストラリア	千豪ドル 143,889	100.0	Ball & Doggett Group各社の経営管理
KCT Trading Private Limited	インド	千インドルピー 68,507	95.4	紙卸売業
PT Oriental Asahi JP Carton Box	インドネシア	千米ドル 5,000	80.0	段ボールの製造・販売
Japan Pulp & Paper(M)Sdn.Bhd.	マレーシア	千マレーシアリンギット 200	50.0	紙卸売業
OVOL Malaysia Sdn.Bhd.	マレーシア	千マレーシアリンギット 6,500	100.0 (100.0)	紙卸売業
Mutiara Paper (M) Sdn.Bhd.	マレーシア	千マレーシアリンギット 2,000	100.0 (100.0)	紙卸売業
OVOL New Energy Sdn.Bhd.	マレーシア	千マレーシアリンギット 200	100.0 (100.0)	PKS回収・販売事業
Compedo Media Sdn.Bhd.	マレーシア	千マレーシアリンギット 300	60.0 (60.0)	サイン&ディスプレイのメディア・ハードウェアの販売

- (注) 1. 議決権比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「議決権比率」欄の()内は、子会社による間接所有の議決権比率(内数)であります。
3. 大豊製紙株式会社は、2023年6月5日付で、当社が発行済全株式を取得したことにより、当社の完全子会社となりました。また、上記株式取得に伴い、川辺バイオマス発電株式会社も当社の完全子会社となりました。
4. Mutiara Paper (M) Sdn. Bhd. は、2023年11月6日付で、OVOL Malaysia Sdn.Bhd. が発行済全株式を取得したことにより、連結子会社となりました。

5. Compedo Media Sdn. Bhd. は、2023年11月15日付で、Japan Pulp & Paper(M)Sdn.Bhd. が発行済株式の60.0%を取得したことにより、同社及びその子会社Compedo CAD Supplies Sdn. Bhd.、Compedo Graphics Sdn. Bhd.の2社が連結子会社となりました。
6. JP CORELEX(Vietnam)Co.Ltd. は、2024年1月16日付で、当社及び連結子会社コアレックス三栄株式会社が同社の全出資持分を譲渡したため、連結子会社ではなくなりました。
7. 上記のほかGould Paper Corporationの子会社16社が連結子会社となっております。主なものは以下のとおりです。
Bosworth Papers,Inc.、Western-BRW Paper Co.,Inc.、Gould Paper South,LLC、Weiss McNair,LLC、Price & Pierce International Inc. (以上米国)、Gould International UK,Ltd. (英国)
8. 上記のほかRADMS Paper Limitedの子会社14社が連結子会社となっております。主なものは以下のとおりです。
Premier Paper Group Limited、Wine Box Company Limited (以上英国)、Graphic And Paper Merchants Holdings Limited (アイルランド)
9. 上記のほかBall & Doggett Group Pty Ltdの子会社12社が連結子会社となっております。主なものは以下のとおりです。
Ball & Doggett Pty Ltd (オーストラリア)、BJ Ball Limited、Aarque Group Limited (以上ニュージーランド)
10. 連結子会社は89社であります。

(7) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

国内	本社	東京都中央区
	関西支社	大阪市中央区
	関西支社 京都営業部	京都市中京区
	中部支社	名古屋市中区
	九州支社	福岡市博多区
	北日本支社 東北営業部	仙台市青葉区
	北日本支社 北海道営業部	札幌市中央区
海外	ジャカルタ事務所	インドネシア
	ドバイ事務所	アラブ首長国連邦
	ハノイ事務所	ベトナム
	ホーチミン事務所	ベトナム
	マニラ事務所	フィリピン

② 子会社

「(6) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
国内卸売	829名	3名増
海外卸売	1,701名	7名増
製紙加工	1,049名	172名減
環境原材料	408名	25名減
不動産賃貸	6名	1名減
全社部門	164名	7名増
合計	4,157名	181名減

② 当社の従業員の状況

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
713名 (12名増)	44.0歳	20.0年

(9) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	19,760
株式会社みずほ銀行	13,863
株式会社三井住友銀行	6,628
碧海信用金庫	1,623
株式会社北洋銀行	1,493

(注) 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要施策のひとつとして位置づけ、長期にわたる経営基盤の安定と強化に努め、企業価値の向上を目指しております。

配当につきましては、安定的な配当を継続して行うことを基本方針とし、連結業績の動向も勘案することとしております。また、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回行うことを基本的な方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、1株当たり65円とさせていただきます。

なお、中間配当は1株当たり65円にて実施しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり130円（前期は120円）となります。

①配当財産の種類

金銭

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株当たり金65円

配当総額 815,477,195円

③剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年4月に、独立行政法人国立印刷局を発注者とする再生巻取用紙の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、2024年3月に、遅くとも2017年6月以降、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたと認定されました。

当社は、同委員会に対して課徴金減免制度の適用申請を行い、過去の違反行為を自主的に申告するとともに、同委員会による調査に全面的に協力したことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令のいずれも受けておりませんが、本件に関与していた事態を厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止策を着実に実施するとともに、コンプライアンスの一層の徹底を図ってまいります。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 29,560,300株
- (2) 発行済株式の総数 15,021,551株 (自己株式2,475,948株を含む)
(注) 自己株式については失念株式200株が含まれております。
- (3) 株主数 11,975名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
王子ホールディングス株式会社	1,638	13.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,206	9.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	521	4.1
日本紙パルプ商事持株会	469	3.7
J P 従業員持株会	348	2.7
北越コーポレーション株式会社	310	2.4
中越パルプ工業株式会社	258	2.0
柿本商事株式会社	236	1.8
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	209	1.6
株式会社みずほ銀行	144	1.1

- (注) 1. 記載持株数、持株比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式2,475千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
4. 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有している株式のうち、208千株は当社役員向け株式交付信託に係る信託財産であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当該事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	渡 辺 昭 彦	
代表取締役 専務執行役員	勝 田 千 尋	管理全般管掌
取 締 役 専務執行役員	櫻 井 和 彦	板紙事業統括 兼 家庭紙事業統括
取 締 役 専務執行役員	伊 澤 鉄 雄	洋紙事業統括 兼 物流統括
取 締 役	竹 内 純 子	NPO法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員 U3Innovations合同会社 共同代表 東北大学 特任教授 株式会社グリッド 社外取締役
取 締 役	鈴 木 洋 子	鈴木総合法律事務所 パートナー 株式会社ブリヂストン 社外取締役監査委員 日本ピグメント株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社丸井グループ 社外監査役
取 締 役	高 橋 寛	株式会社日本カストディ銀行 取締役専務執行役員
監 査 役 (常 勤)	上 坂 理 恵	
監 査 役	樋 口 尚 文	東北大学会計大学院 教授 樋口公認会計士事務所 代表 株式会社日本アクア 社外取締役監査等委員 日本公認会計士協会 理事 株式会社日本能率協会コンサルティング 監査役
監 査 役	本 藤 光 隆	丸の内法律事務所 弁護士
監 査 役	福 島 美 由 紀	税理士法人FLAIR 代表社員 株式会社MID POINT 代表取締役社長 日本電設工業株式会社 取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役高橋寛氏、並びに監査役本藤光隆及び福島美由紀の両氏は、2023年6月23日開催の第161回定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任いたしました。
2. 取締役増田格氏、並びに監査役喜多村勝徳氏は、2023年6月23日開催の第161回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
3. 取締役竹内純子、鈴木洋子及び高橋寛の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役樋口尚文、本藤光隆及び福島美由紀の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当社は、取締役竹内純子、鈴木洋子及び高橋寛の各氏、並びに監査役樋口尚文及び福島美由紀の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役上坂理恵氏は、当社の貿易経理等を所管する部門において部長職を含む長年の実務経験があり、また海外現地法人においてFinancial Controllerを担うなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役樋口尚文氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役福島美由紀氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、社外取締役全員及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主（株主代表訴訟）や取引先等第三者から損害賠償請求を受けた場合の、訴訟費用や賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております（免責額の定めあり）。当該保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役及び執行役員（執行役員は第三者から損害賠償を受けた場合のみを対象）であり、保険料は当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、役割の内容や責任に応じて支給される基本報酬、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬である賞与、中長期的な企業価値向上に貢献する意識を高め、株式価値との連動性をより明確にした株式報酬の計3種類により構成し、個々の取締役の報酬については、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。なお、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとします。

2.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、役位に応じた月次の固定報酬とし、その役位別基準額は、外部調査機関による役員報酬の調査等を参考に、業種・業態や規模が類似する企業のデータとも比較の上、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定します。

3.業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬等は、中期経営計画との連動を意識し、連結業績を反映した金銭報酬とし、役位別賞与基準年額に、基準となる時点（2021年3月期）の連結経常利益に対する当該年度の連結経常利益の比率を乗じて算出した額を、賞与として毎年一定の時期に支給します。

4.非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の非金銭報酬等は、株式交付信託を用いた株式報酬とします。制度の内容は、2017年6月28日開催の第155回定時株主総会において決議されたとおりです。

5.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社における業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位により大幅な差は設けないものの、上位の役位ほど業績連動報酬等の比率が高まる構成とします。

- ② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が決定方針を踏まえて検討を行っており、取締役会としてもその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

- ③ 役員報酬に関する株主総会の決議年月日及び決議の内容

(2011年6月29日開催の第149回定時株主総会の決議内容)

取締役の報酬総額は、年額350百万円以内、監査役の報酬総額は年額60百万円以内として決議しております。(当該株主総会終結時の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名)

(2017年6月28日開催の第155回定時株主総会の決議内容)

第149回定時株主総会において決議された報酬総額とは別枠で、取締役(社外取締役を除く)に対する、株式交付信託による株式報酬制度の導入を決議しております。本制度は、当社の取締役に対する株式報酬として、当社株式交付規程に基づき、270百万円(3事業年度)を上限とする金銭を株式取得資金として拠出し、1事業年度あたり合計30,000ポイント(1ポイント=1株)を上限として、役位に応じて定めたポイントを毎年付与するものです。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。(当該株主総会終結時の取締役の員数は4名(社外取締役を除く))

- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長である渡辺昭彦が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、個人別の基本報酬額及び賞与の配分であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると考えからであります。なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会からの答申を踏まえて決定しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	321 (45)	164 (45)	110 (-)	46 (-)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	52 (28)	52 (28)	- (-)	- (-)	5 (4)
合計	373	216	110	46	13

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、業績連動報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して賞与を支給しております。報酬額の算定方法は①の「3.業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであり、当事業年度における業績連動報酬に係る指標についての実績は1.872となりました。
3. 当社は、非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬を支給しております。当該株式報酬の内容は「③役員報酬に関する株主総会の決議年月日及び決議の内容」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係・当事業年度における主な活動状況
取 締 役	竹 内 純 子	<p>◇重要な兼職先 NPO法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員 U3Innovations合同会社 共同代表 東北大学 特任教授 株式会社グリッド 社外取締役</p> <p>◇上記の兼職先と当社との関係 当社と上記の重要な兼職先との間には特別な関係はありません。</p> <p>◇当事業年度における主な活動状況 取締役会18回中17回に出席し、環境・エネルギー分野の研究者としての豊富な経験や高い見識を活かして、客観的、専門の見地から助言、監督を行っております。</p> <p>◇社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 事業会社、NPO法人、大学での研究活動、政府委員などの公職等の幅広い経験を通じて培われた環境・エネルギーに関する豊富かつ専門的な知見を活かした提言・助言及び客観的な視点から、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されていたところ、当社取締役会における専門的知見に基づく積極的な発言や指名・報酬諮問委員会の委員としての現任業務執行取締役の再任の適否や報酬水準の妥当性についての分析、検討などを通じて、当社の業務執行の監督を行っていただきました。</p>
取 締 役	鈴 木 洋 子	<p>◇重要な兼職先 鈴木総合法律事務所 パートナー 株式会社ブリヂストン 社外取締役監査委員 日本ピグメント株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社丸井グループ 社外監査役</p> <p>◇上記の兼職先と当社との関係 当社と上記の重要な兼職先との間には特別な関係はありません。</p> <p>◇当事業年度における主な活動状況 取締役会18回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験や高い見識を活かして、客観的、専門の見地から助言、監督を行っております。</p> <p>◇社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 弁護士としての高度な専門性や、社外取締役、社外監査役、各種法人の理事・監事など幅広い経験を通じ、企業経営や各種法人の運営で培った豊富かつ専門的な知見を活かした提言・助言及び客観的な視点から、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されていたところ、当社取締役会における専門的知見に基づく積極的な助言や指名・報酬諮問委員会の委員としての現任業務執行取締役の再任の適否や報酬水準の妥当性についての分析、検討などを通じて、当社の業務執行の監督を行っていただきました。</p>

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係・当事業年度における主な活動状況
取締役	高橋 寛	<p>◇重要な兼職先 株式会社日本カストディ銀行 取締役専務執行役員</p> <p>◇上記の兼職先と当社との関係 高橋寛氏は、当社の株主である株式会社日本カストディ銀行の取締役を兼務しておりますが、同行は資産管理専門銀行であり、議決権行使の指図権は実質株主が有しております。また同行と当社は直接の取引はありません。</p> <p>◇当事業年度における主な活動状況 取締役就任以来の取締役会14回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を活かして、中立的、客観的立場から監督、助言を行っております。</p> <p>◇社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 金融機関において長年にわたり要職に従事し、執行役員、取締役を務めるなど、経営者としての経験から培われた企業経営に関する豊富かつ専門的な知見を活かし、専門的な視点からの提言・助言及び客観的な視点から、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されていたところ、当社取締役会における専門的知見に基づく積極的な発言や指名・報酬諮問委員会の委員としての現任業務執行取締役の再任の適否や報酬水準の妥当性についての分析、検討などを通じて、当社の業務執行の監督を行っていただきました。</p>
監査役	樋口 尚文	<p>◇重要な兼職先 東北大学会計大学院 教授 樋口公認会計士事務所 代表 株式会社日本アクア 社外取締役監査等委員 日本公認会計士協会 理事 株式会社日本能率協会コンサルティング 監査役</p> <p>◇上記の兼職先と当社との関係 当社と上記の重要な兼職先との間には特別な関係はありません。</p> <p>◇当事業年度における主な活動状況 取締役会18回のすべてに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識と経験に基づいた発言等を行っております。また、監査役会13回のすべてに出席し、監査方針に従って活動し、その監査の報告を行い、社外の立場から意見を述べております。</p>

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係・当事業年度における主な活動状況
監 査 役	本 藤 光 隆	<p>◇重要な兼職先 丸の内法律事務所 弁護士</p> <p>◇上記の兼職先と当社との関係 当社は、本藤光隆氏が所属する丸の内法律事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。</p> <p>◇当事業年度における主な活動状況 監査役就任以降の取締役会14回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から発言等を行っております。また、監査役就任以降の監査役会10回のすべてに出席し、監査方針に従って活動し、その監査の報告を行い、社外の立場から意見を述べております。</p>
監 査 役	福 島 美 由 紀	<p>◇重要な兼職先 税理士法人FLAIR 代表社員 株式会社MiD POINT 代表取締役社長 日本電設工業株式会社 取締役監査等委員</p> <p>◇上記の兼職先と当社との関係 当社と上記の重要な兼職先の間には特別な関係はありません。</p> <p>◇当事業年度における主な活動状況 監査役就任以降の取締役会14回のすべてに出席し、税理士としての税務及び会計に関する豊富な知識と経験に基づいた発言等を行っております。また、監査役就任以降の監査役会10回のすべてに出席し、監査方針に従って活動し、その監査の報告を行い、社外の立場から意見を述べております。</p>

- (注) 1. 当社は、2023年4月に、独立行政法人国立印刷局を発注者とする再生巻取用紙の入札に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、2024年3月に、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたと認定されました。社外取締役である竹内純子及び鈴木洋子の両氏、及び社外監査役である樋口尚文氏は、日ごろから取締役会等において、コンプライアンスやリスク管理の重要性等について積極的な提言を行っていましたが、立入検査を受けた後は、再発防止に向け継続的に意見表明を行い、コンプライアンス活動全般の取り組みについても定期的にモニタリングし、その職責を果たしております。また社外取締役である高橋寛氏、社外監査役である本藤光隆及び福島美由紀の両氏は、立入検査後に就任しましたが、就任以降、再発防止に向け継続的に意見表明を行い、コンプライアンス活動全般の取り組みについても、定期的にモニタリングし、その職責を果たしております。
2. 高橋寛氏が2020年7月より取締役を務めております株式会社日本カストディ銀行は、同社の外部委託業務に関連して、元取締役による利益相反や任務違背などの不正行為があったことを2023年6月9日に公表しております。また、本件に関し、2024年4月19日に、ガバナンス検証第三者委員会の調査・検証報告書を公表しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
①当社の会計監査人としての報酬等の額	63百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社の会計監査人としての報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を説明いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

単位：百万円 (単位未満四捨五入)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	222,963	流 動 負 債	189,337
現金及び預金	17,806	支払手形及び買掛金	99,470
受取手形及び売掛金	143,449	短期借入金	36,395
棚卸資産	56,504	1年内返済予定の長期借入金	4,206
その他	7,216	コマーシャル・ペーパー	8,000
貸倒引当金	△2,012	1年内償還予定の社債	20,000
固 定 資 産	149,641	リース債務	2,276
有 形 固 定 資 産	96,842	未払法人税等	2,910
建物及び構築物	33,993	賞与引当金	2,267
機械装置及び運搬具	22,887	役員賞与引当金	272
工具、器具及び備品	1,293	その他の	13,542
土地	29,002	固 定 負 債	44,960
リース資産	228	社債	10,000
使用権資産	9,222	長期借入金	14,357
建設仮勘定	218	リース債務	8,681
無 形 固 定 資 産	6,598	繰延税金負債	5,512
のれん	3,783	役員退職慰労引当金	298
その他	2,814	役員株式給付引当金	533
投 資 そ の 他 の 資 産	46,201	退職給付に係る負債	1,899
投資有価証券	39,949	その他	3,680
繰延税金資産	2,795	負 債 合 計	234,297
退職給付に係る資産	194	純 資 産 の 部	
その他	5,449	株 主 資 本	110,558
貸倒引当金	△2,185	資本金	16,649
繰 延 資 産	41	資本剰余金	7,183
社債発行費	41	利益剰余金	98,398
資 産 合 計	372,645	自己株式	△11,671
		その他の包括利益累計額	16,968
		その他有価証券評価差額金	11,857
		繰延ヘッジ損益	△10
		為替換算調整勘定	5,136
		退職給付に係る調整累計額	△15
		新株予約権	76
		非支配株主持分	10,746
		純 資 産 合 計	138,347
		負 債 純 資 産 合 計	372,645

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満四捨五入）

科 目		金 額	
売上	収 益		534,230
売上	原 価		446,824
販売費及び一般管理費	総 利 益		87,406
営業外収 益	業 務 利 益		70,003
受取配当金	受取配当金	810	
受取補償金	受取補償金	1,059	
持分法による投資利益	持分法による投資利益	70	
その他	その他	329	
		613	2,881
営業外費用	営業外費用		
支払利息	支払利息	3,120	
その他	その他	411	
			3,532
特別利益	特別利益		16,753
固定資産売却益	固定資産売却益	617	
子会社整理益	子会社整理益	270	
受取保険金	受取保険金	242	
投資有価証券売却益	投資有価証券売却益	164	
抱合せ株式消滅差益	抱合せ株式消滅差益	22	
その他	その他	3	
			1,317
特別損失	特別損失		
減損損失	減損損失	190	
固定資産処分損失	固定資産処分損失	124	
廃棄物処理費用	廃棄物処理費用	37	
その他	その他	5	
			356
税金等調整前当期純利益	税金等調整前当期純利益		17,714
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税	5,341	
法人税等調整額	法人税等調整額	627	
			5,968
当期純利益	当期純利益		11,746
非支配株主に帰属する当期純利益	非支配株主に帰属する当期純利益		1,389
親会社株主に帰属する当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益		10,357

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

単位：百万円 (単位未満四捨五入)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	132,182	流 動 負 債	127,731
現金及び預金	1,722	支払手形	1,661
受取手形	7,183	電子記録債権	6,329
電子記録債権	33,640	買掛金	73,061
売掛金	53,412	短期借入金	8,405
棚卸資産	19,440	1年内返済予定の長期借入金	2,200
短期貸付金	15,170	1年内償還予定の社債	20,000
その他の金	1,627	コマーシャル・ペーパー	8,000
貸倒引当金	△11	未払法人税等	524
固 定 資 産	103,343	賞与引当金	1,380
有 形 固 定 資 産	24,501	役員賞与引当金	235
建物及び構築物	17,403	その他の	5,935
機械及び装置	71	固 定 負 債	21,011
車両運搬具	37	社債	10,000
工具、器具及び備品	132	長期借入金	4,200
土地	6,811	繰延税金負債	2,443
リース資産	1	退職給付引当金	880
建設仮勘定	47	役員株式給付引当金	533
無 形 固 定 資 産	793	その他の	2,955
投 資 そ の 他 の 資 産	78,049	負 債 合 計	148,742
投資有価証券	29,279	純 資 産 の 部	
関係会社株式	45,621	株 主 資 本	76,276
長期貸付金	2,741	資本	16,649
破産更生債権等	3	資本剰余金	15,663
長期前払費用	27	資本準備金	15,241
前払年金費用	182	その他資本剰余金	422
その他の	590	利 益 剰 余 金	55,600
貸倒引当金	△394	利益準備金	3,850
繰 延 資 産	41	その他利益剰余金	51,750
社債発行費	41	買換資産圧縮積立金	515
資 産 合 計	235,566	別途積立金	16,700
		繰越利益剰余金	34,536
		自 己 株 式	△11,636
		評価・換算差額等	10,473
		その他有価証券評価差額金	10,483
		繰延ヘッジ損益	△10
		新 株 予 約 権	76
		純 資 産 合 計	86,825
		負 債 純 資 産 合 計	235,566

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満四捨五入）

科 目		金 額	
売上	収 益		231,421
売上	原 価		205,734
売上	総 利 益		25,687
販売費及び一般管理費			22,294
営業	業 利 益		3,393
営業	外 収 益		
受取	利 息	303	
受取	配 当 金	3,545	
その他	の 他	241	4,089
営業	外 費 用		
支払	利 息	504	
為替	差 損	64	
その他	の 他	46	614
経常	利 益		6,869
特 別	利 益		
投資	有 価 証 券 売 却 益	127	
ゴルフ	フ 会 員 権 売 却 益	3	
固定	資 産 売 却 益	2	
関係	会 社 株 式 売 却 益	0	131
特 別	損 失		
関係	会 社 株 式 評 価 損	424	
子会	社 整 理 損	355	
固定	資 産 処 分 損	9	
ゴルフ	フ 会 員 権 評 価 損	1	788
税引前	当 期 純 利 益		6,211
法人	税、住 民 税 及 び 事 業 税	791	
法人	税 等 調 整 額	368	1,159
当 期	純 利 益		5,052

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

日本紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員	公認会計士	三井 智宇
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	辻田 武司
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	山田 英二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本紙パルプ商事株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本紙パルプ商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

日本紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員	公認会計士	三井	智宇
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	辻田	武司
業務執行社員			
業務執行社員	公認会計士	山田	英二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本紙パルプ商事株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第162期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、独立行政法人国立印刷局を発注者とする再生巻取用紙の入札に関し、公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為を行っていたと認定された件について、当社は本件に関与していた事態を厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止策を着実に実施するとともに、コンプライアンスの一層の徹底を図っております。当監査役会としては、当社の対応状況を監視するとともに再発防止策の実効性等を検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

日本紙パルプ商事株式会社 監査役会

常勤監査役	上	坂	理	恵	Ⓔ
社外監査役	樋	口	尚	文	Ⓔ
社外監査役	本	藤	光	隆	Ⓔ
社外監査役	福	島	美	由紀	Ⓔ

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

日本紙パルプ商事グループ企業理念

Our Corporate Spirit

(グループが大切にすべき価値観)

誠実をもって人の礎とし、**公正**をもって信頼を築き、**調和**をもって社会に貢献する。

Our Mission

(グループの使命)

社会と地球環境のよりよい未来を拓きます。

Our Principles

(グループ役職員が積極的に実践すべきこと)

Change

社会の変化を的確に捉え、迅速果断に自らを**変革**します。

Challenge

強い信念、高邁な向上心をもって、新たな領域に**挑戦**します。

Create

多様性を尊重し、世界規模で新たな価値を**創造**します。

Corporate Slogan

(コーポレートスローガン)

“紙、そしてその向こうに”

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区京橋三丁目1番1号

東京スクエアガーデン 5階

東京コンベンションホール

電話 03-5542-1995

※株主総会当日は、当社の係員の服装につきましては、クールビズにてご対応させていただきますので、ご了承ください。

交通のご案内

東京メトロ銀座線 京橋駅 3番出口より 直結

東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅 7番出口より 徒歩2分

都営地下鉄浅草線 宝町駅 A4番出口より 徒歩2分



駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

(注) 本資料に記載されている目標等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

